安堵町 の給与・定員管理等について

1　総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（令和７年１月１日）	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B／A	(参考) 令和５年度の人件費率
令和６年度	人 6,975	千円 4,314,150	千円 177,250	千円 1,000,923	23.2%	% 24.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給与費			
		給料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B
令和６年度	人 110	千円 312,751	千円 71,908	千円 156,251	千円 540,910

(参考)一人当たり給与費 B／A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 4,917	千円 5,840

（注）１職員手当には退職手当を含まない。

２職員数は、令和６年４月１日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含む。（フルタイム会計年度は含む）

３給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれており、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。（フルタイム会計年度は含む）

(3) ラスパイレス指数の状況

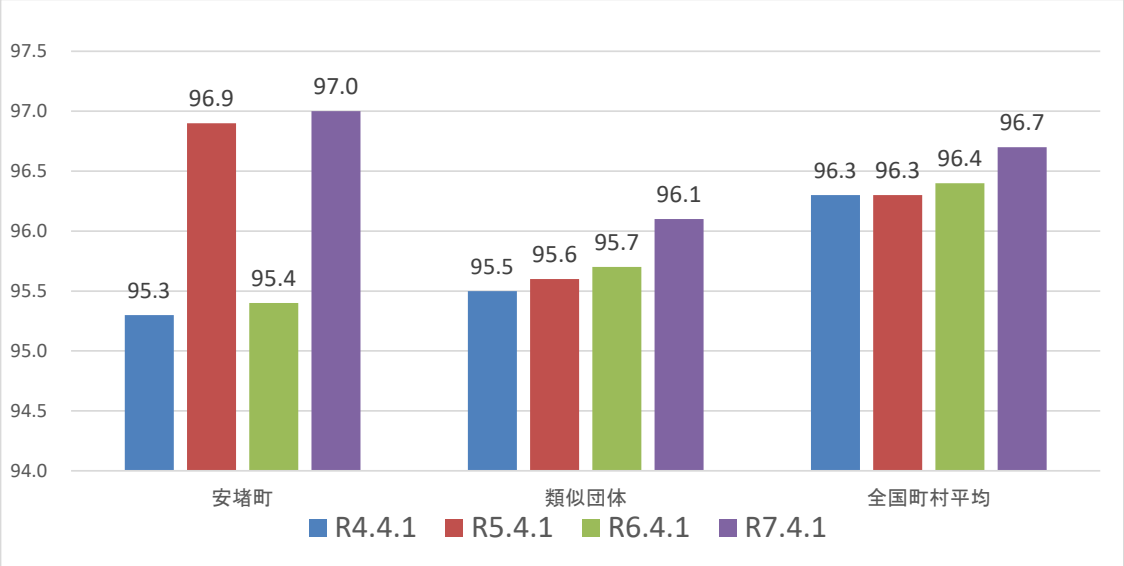

（注）１　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

２　()書の数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数(補正前のラスパイレス指数×(1＋当該団体の地域手当支給割合)／(1＋国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

３　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

４　ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※　４月１日のラスパイレス指数が、①３年前に比べ１ポイント以上上昇している場合、②３年連続で上昇している場合、③１００を超えている場合について、その理由(給与制度又はその運用を踏まえ記載すること)

該当なし

(4)　社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

※安堵町には人事委員会が設置されていないため、人事委員会による勧告はありません。

月例給の給与改定率・特別給の年間支給月数は、国に準じて改定を行っています。

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号棒をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

［ 実施 ・ 未実施 ］

実施内容（実施(実施予定)時期、具体的な実施内容(未実施の場合には、その理由)）

（給料表の改定実施時期）	令和７年４月１日
（内容）	一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、３級以上の初号付近の号給をカットし、これらの初号の給料月額の引き上げを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）　国基準の５％に対し、安堵町においても５％を支給。

（実施時期）　令和７年４月１日より実施。段階的に支給割合を引き下げることとし、令和７年４月１日時点は５％、令和８年４月１日からは４％を支給。

（参考）

	各年度の支給割合		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度
国基準による支給割合	6%	5%	4%
安堵町の支給割合	6%	5%	4%

③その他の見直し内容

扶養手当及び管理職特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（令和７年４月１日実施）

（６）　特記事項

なし

２　職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

①一般行政職

区　　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
安堵町	43.3　歳	315,800　円	379,555　円	370,125　円
奈良県	42.3　歳	329,304　円	420,139　円	372,087　円
国	41.9　歳	332,237　円	－　円	414,480　円
類似団体	41.9　歳	314,625　円	367,764　円	344,789　円

②技能労務職

区　　分	公　務　員					民　　間			参　考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額（A）	平均給給与月額（国比較ベース）	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額（B）	A/B
安堵町	56.2 歳	3 人	338,300 円	384,100 円	－ 円	―	―	―	―
うち清掃職員	56.2 歳	3 人	338,300 円	384,100 円	－ 円	廃棄物処理業業	48.0 歳	320,600 円	1.20
奈良県	53.7 歳	140 人	309,925 円	－ 円	341,488 円	―	―	―	―
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	－ 円	337,907 円	―	―	―	―
類似団体	50.4 歳	3 人	289,606 円	325,294 円	305,365 円	―	―	―	―

区分	参　考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C／D
安堵町	― 円	― 円	― 円
うち清掃職員	6,122,409 円	4,457,900 円	1.37 円

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（令和２年～令和４年の３ヶ年平均）
※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

（注）１　「平均給料月額」とは、令和７年４月１日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
２　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況　　（令和７年４月１日現在）

区　　分		安堵町	奈良県	国
一般行政職	大学卒	220,000 円	225,600 円	220,000 円
	高校卒	188,000 円	194,500 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	188,000 円	185,700 円	― 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和７年４月１日現在）

区　　分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	302,366 円	－ 円	386,683 円	421,900 円
	高校卒	－ 円	－ 円	－ 円	392,600 円
技能労務職	高校卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円
	中学卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円

３　一般行政職の級別職員数等の状況

(1)一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和７年４月１日現在）

行政職給料表(一)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階			１号給の給料月額	最高号給の給料月額
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	（段階）		
１級	定型的な業務を行う職務	24 人	22.1 %	主事補 主事 保健師 保育士 計	5 人 9 2 8 24 人	49 人	45.0 %	係員級	183,500 円	258,100 円
２級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	25 人	22.9 %	主事 技師 保健師 保育士 計	12 1 1 人 11 25				230,000 円	308,500 円
３級	主任の職務及び特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	23 人	21.1 %	主任 保育士 業務員 計	17 人 3 3 23	35 人	32.1 %	係長級	265,300 円	354,700 円
４級	リーダー又は主査の職務及び同等の知識、経験を必要とする業務を行う職務	12 人	11.0 %	リーダー 計	12 人 12				298,800 円	386,100 円
５級	主幹、教育主幹又は課長補佐の職務及び同等の知識、経験を必要とする業務を行う職務	12 人	11.0 %	主幹 課長補佐 園長 副園長 計	6 人 4 1 1 12	12 人	11.0 %	課長補佐級	321,300 円	398,200 円
６級	課長の職務及び同等の知識、経験を必要とする業務を行う職務	6 人	5.5 %	課長 計	6 人 6	13 人	11.9 %	課長級	355,200 円	415,700 円
７級	部長、教育次長、会計管理者又は理事の職務	7 人	6.4 %	部長 次長 理事 会計管理者 計	3 人 1 2 1 7				408,300 円	450,900 円

（注）１　安堵町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

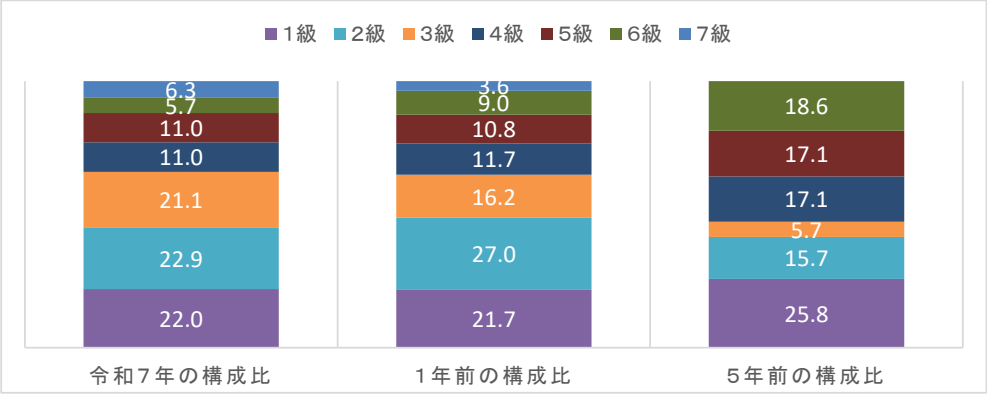

(2)国との給料表カーブ比較（行政職（一））（令和７年４月１日現在）

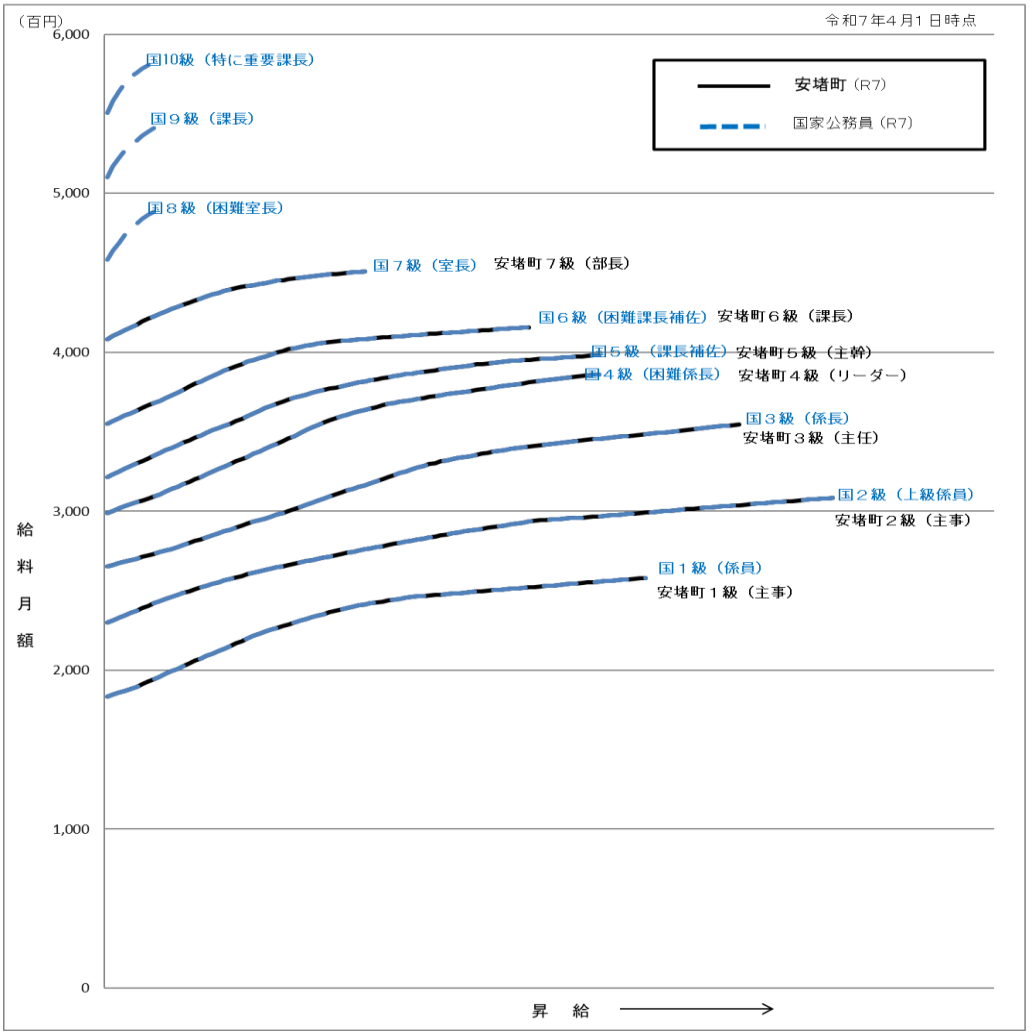

(3)昇給への人事評価の活用状況（安堵町）

令和７年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ　人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
ロ　人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

４ 職員の手当の状況

(1)期末手当・勤勉手当

安堵町	奈良県	国
１人当たり平均支給額（令和６年度） 1,420 千円	１人当たり平均支給額（令和６年度） 1,640 千円	－
（令和６年度支給割合） 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 （ 1.40 ）月分 （ 1.00 ） 月分	（令和６年度支給割合） 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 （ 1.40 ）月分（ 1.00 ） 月分	（令和６年度支給割合） 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 （ 1.40 ）月分 （ 1.00 ） 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（　　）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(安堵町)

令和７年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ． 人事評価を実施した		○		○	
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ（一律）				
ロ． 人事評価を実施していない					
	活用予定時期				

(2)退職手当　　（令和７年４月１日現在）

安堵町					国				
（支給率）	自己都合		応募認定・定年		（支給率）	自己都合		応募認定・定年	
勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分	勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分
勤続25年	28.0395	月分	33.270750	月分	勤続25年	28.0395	月分	33.270750	月分
勤続35年	39.7575	月分	47.709000	月分	勤続35年	39.7575	月分	47.709000	月分
最高限度額	47.7090	月分	47.709000	月分	最高限度額	47.7090	月分	47.709000	月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （２％～２０％加算） （退職時特別昇給　なし　）				その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （２％～４５％加算）			
1人当たり平均支給額	3,368	千円	23,605	千円					

（注）1.退職手当の１人当たり平均支給額は、令和５年度に退職した職員に支給された平均額である。
2.「応募認定・定年」のうち、「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以降、その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3)地域手当　　（令和７年４月１日現在）

支給実績（令和６年度決算）			7,053 千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和６年度決算）			156,737 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
全地域	5 %	110 人	5 %

(4) 特殊勤務手当　　（令和７年４月１日現在）

支給実績（令和６年度決算）	123 千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和６年度決算）	1,108 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和６年度）	37.3 %

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和６年度決算）	左記職員に対する支給単価
水・火災出動手当	水・火災時出動職員	水・火災の対応	123 千円	１回 3,000 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和６年度決算）	17,028 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和６年度決算）	203 千円
支給実績（令和５年度決算）	15,060 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）	184 千円

（注）　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（５年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当　　（令和７年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和６年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（令和６年度決算）
扶養手当	配偶者3,000円、その他扶養親族6,500円、子11,500円、（満16歳年度当初から満22歳未満年度末までの子5,000円）	同	－	7,053 千円	156,737 円
住居手当	借家28,000円（上限）	同	－	4,521 千円	301,387 円
通勤手当	交通機関利用 定期券の価額（最高限度額55,000円）、自動車等使用 距離に応じ2,000円～31,600円	同	－	5,056 千円	63,994 円
管理職手当	役職に応じ給料月額の7～15%	異	職務級、職に応じ定められた額	11,154 千円	413,128 円

５ 特別職の報酬等の状況（令和７年４月１日現在）

区分		給料月額等	（参考）類似団体における最高／最低額
給料	町長	780,000 円（ 円）	850,000 円／ 505,800 円
	副町長	650,000 円（ 円）	710,000 円／ 495,000 円
報酬	議長	330,000 円（ 円）	375,000 円／ 210,000 円
	副議長	280,000 円（ 円）	307,000 円／ 188,000 円
	議員	270,000 円（ 円）	286,000 円／ 165,000 円
期末手当	町長 副町長	（令和６年度支給割合） 3.45 月分	
	議長 副議長 議員	（令和６年度支給割合） 3.45 月分	
退職手当	町長	（算定方式）給料月額×勤続年数×520/100	（１期の手当額）16,224,000 円　（支給時期）任期毎又は任期通算
	副町長	給料月額×勤続年数×330/100	8,580,000 円　任期毎又は任期通算
	備考		

（注）１　給料及び報酬の（　）内は、減額措置を行う前の金額である。

２　退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝４８月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

６ 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年４月１日現在）

部門		区分	職員数 令和７年	職員数 令和６年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	
		総務	27	24	3	業務内容の充実のため
		税務	6	6	0	
		民生	41	45	▲ 4	人事異動に伴う減、暫定再任用勤務形態の変更のため
		衛生	7	6	1	新規採用職員補充のため
		農林水産	4	3	1	新規採用職員補充のため
		商工	2	2	0	
		土木	4	5	▲ 1	人事異動等のため
		計	93	93	0	人口１万人当たり職員数 133.30 人 （類似団体の人口１万人当たりの職員数） 121.01 人
	教育部門		11	10	1	新規採用職員補充のため
	小計		104	103	1	＜参考＞ 人口１万人当たり職員数 149.10 人 （類似団体の人口１万人当たりの職員数） 144.41 人
公営企業等会計部門	水道		3	3	0	
	下水		1	1	0	
	その他		4	5	▲ 1	新規採用職員補充及び人事異動のため
					0	
					0	
	小計		8	9	▲ 1	
合計			112 [129]	112 [129]	0 [0]	＜参考＞ 人口１万人当たり職員数 160.57 人

（注） １職員数は一般職に属する職員数である。
２［　　］内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和７年４月１日現在）

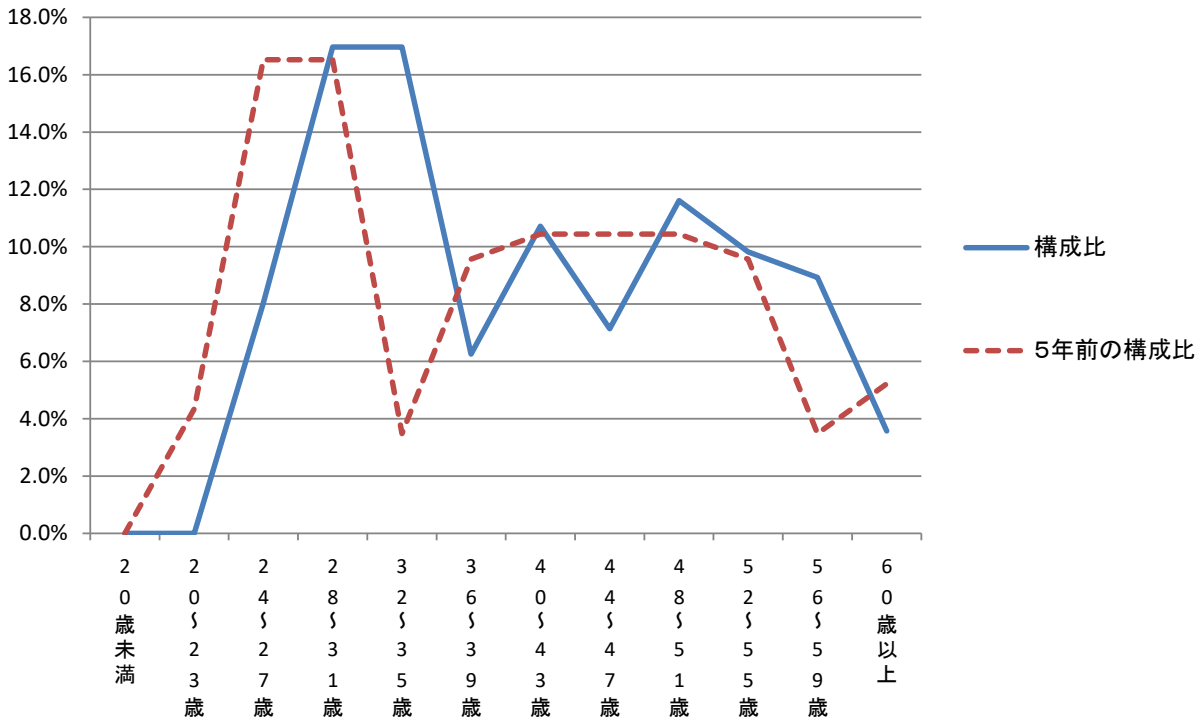

区　分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 0	人 0	人 9	人 19	人 19	人 7	人 12	人 8	人 13	人 11	人 10	人 4	人 112

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別＼年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	過去５年間の増減数（率）	
一般行政	95	91	90	86	93	93	▲ 2	（ ▲ 2.1 ％）
教育	12	13	12	10	10	11	▲ 1	（ ▲ 8.3 ％）
普通会計計	107	104	102	96	103	104	▲ 3	（ ▲ 2.8 ％）
公営企業等会計計	12	12	9	8	9	8	▲ 4	（ ▲ 33.3 ％）
総合計	119	116	111	104	112	112	▲ 7	（ ▲ 5.9 ％）

（注）１各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
　　２合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7　公営企業職員の状況

(1) 水道事業

①　職員給与費の状況

ア　決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	(参考) 令和５年度の総費用に占める職員給与費比率
令和６年度	千円 172,398	千円 6,185	千円 15,288	％ 8.9%	％ 3.8

区分	職員数Ａ	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末･勤勉手当	計Ｂ	
令和６年度	人 3	千円 10,621	千円 1,948	千円 3,967	千円 16,536	千円 5,512

(参考)市町村平均一人当たり給与費
千円 6,316

（注）１　職員手当には退職給与金を含まない。
　　２　職員数は、令和７年３月３１日現在の人数である。
　　３．職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ　特記事項

特になし

② 職員の平均年齢、基本給、及び平均月収額の状況（令和７年４月１日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
安堵町	46.1　歳	296,200　円	336,066　円
団体平均	45.8　歳	345,838　円	524,813　円

（注）平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

安堵町	市町村（一般行政職・団体平均等）
１人当たり平均支給額（令和６年度） 1,232　千円	１人当たり平均支給額（令和６年度） 1,420　千円
（令和６年度支給割合） 期末手当　2.50　月分 （　1.40　）月分 勤勉手当　2.10　月分 （　1.00　）月分	（令和６年度支給割合） 期末手当　2.50　月分 （　1.40　）月分 勤勉手当　2.10　月分 （　1.00　）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　５％ ～ ２０％ ・管理職加算　１０％ ～ ２０％

（注）（　　）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ　退職手当（４月１日現在）

安堵町					市町村（一般行政職・団体平均等）				
（支給率）	自己都合		応募認定・定年		（支給率）	自己都合		応募認定・定年	
勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分	勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分
勤続25年	28.0395	月分	33.270750	月分	勤続25年	28.0395	月分	33.270750	月分
勤続35年	39.7575	月分	47.709000	月分	勤続35年	39.7575	月分	47.709000	月分
最高限度額	47.7090	月分	47.709000	月分	最高限度額	47.7090	月分	47.709000	月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （２～２０％加算） （退職時特別昇給　制度無し）				その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （２～２０％加算） （退職時特別昇給　制度無し）			
1人当たり平均支給額	0	千円	0	千円	1人当たり平均支給額	5,844	千円	35,061	千円

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は、に退職した職員に支給された平均額である。

ウ　地域手当（令和７年４月１日現在）

支給実績（令和６年度決算）			674　千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和６年度決算）			224,640　円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
全地域	5　%	1　人	5　%

エ　特殊勤務手当（令和７年４月１日現在）

支給実績（令和６年度決算）			―	千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和６年度決算）			―	円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和６年度）			―	%
手当の種類（手当数）			1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和６年度決算）	左記職員に対する支給単価
危険手当	危険物取扱職員	塩素ガス等危険物取扱業務	0 千円	月額　1,000 円

オ　時間外勤務手当

支給実績（令和６年度決算）	163　千円
職員１人当たり平均支給年額（令和６年度決算）	81,349　円
支給実績（令和５年度決算）	53　千円
職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）	53,498　千円

（注）１　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
２　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（各年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ　その他の手当（令和７年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和６年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和６年度決算）
扶養手当	配偶者3,000円、その他扶養親族6,500円、子11,500円、（満16歳年度当初から満22歳未満年度末までの子5,000円）	同	－	240　千円	240　円
住居手当	借家28,000円（上限）	同	－	0　千円	0　円
通勤手当	交通機関利用 定期券の価額（最高限度額55,000円）、自動車等使用 距離に応じ2,000円～31,600円	同	－	221　千円	73,600　円
管理職手当	役職に応じ給料月額の7～15%	異（一部）	職務級、職に応じ定められた額	371　千円	30,938　円